

平成 26 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 研 創
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 林 良 一
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 9 3 9)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 浦 上 忠 久
電 話 082-840-1000

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 5 日開催の取締役会において、以下のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上および投資家層の更なる拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において株式の売買単位を 100 株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数を引き下げることにいたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更日

平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）

【ご参考】平成 26 年 4 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更後の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>(単元株式数における経過措置)</u> <u>第 8 条の変更は、平成 26 年 4 月 1 日をもってその効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は第 8 条の効力発生日をもって削除する。</u>

【ご参考】

※望ましい投資単位について

直近（平成 26 年 2 月 27 日）の終値（290 円）をもとに今回の引下げを行った場合、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条に定める望ましい投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を下回ることとなりますが、引き続き株価の向上に努めてまいります。

以 上